

令和6年度  
八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和6年3月

八幡浜市

# 令和6年度八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

## （目次）

1. 計画の目的	1
2. 用語の定義	1
3. 一般廃棄物の発生状況	1
4. 一般廃棄物の処理主体	2
5. 一般廃棄物処理実施計画	3
6. 一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可	8

## 1 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）」第6条第1項の規定及び「八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第11条第1項の規定に基づき定めるもので、循環型社会形成のための一般廃棄物の減量化・再資源化及び一般廃棄物の適正処理を目的とする。

## 2 用語の定義

この計画における用語の定義は、法並びに八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同条例施行規則の例による。

## 3 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画区域

八幡浜市全域

(2) 処理期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 発生量は表1に示すとおり

表1 発生量（見込み量）

廃棄物の種類	発生量（t）	合計（t）
燃やすごみ	8,792	12,288
燃やさないごみ(小型家電除く)	548	
びん類	176	
かん類	79	
ペットボトル	90	
プラスチック製容器包装	181	
紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装）	1,366	
飲料用紙パック	1	
古着	2	
廃食用油	6	
小型家電	93	
小型充電式電池	0.2	
粗大ごみ	954	
し尿及び浄化槽汚泥	5,212	

#### 4 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物の処理主体は表2に示すとおり

表2 一般廃棄物の処理主体

廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分等主体
燃やすごみ		市（委託収集） または 排出者（直接搬入）	市（委託処理）	民間最終処分場 または 再生資源業者
燃やさないごみ				
粗大ごみ		市（直営または委託収集） または 排出者（直接搬入）	市（直営または委託処理）	
資源ごみ	びん類	市（委託収集） または 排出者（直接搬入）	市（委託処理）	指定法人
	かん類			再生資源業者
	ペットボトル			指定法人
	プラスチック製容器包装			指定法人
	新聞	市（委託収集） または 排出者（直接搬入）	資源化処理業者	再生資源業者
	雑誌			
	段ボール			
	紙製容器包装			
	飲料用紙パック			
	古着	市（委託収集） または 排出者（直接搬入） ※市内に回収ボックス設置	市（委託処理）	
	廃食用油		市（直営処理）	
	小型家電			
小型充電式電池				
し尿及び浄化槽汚泥		許可業者	事務組合	民間最終処分場

(2) 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

①ごみ収集・運搬許可業者は表3に示すとおり

表3 ごみ収集・運搬許可業者

事業所名	所在地	電話番号
(有)石田清掃社	八幡浜市川之内1番地358	22-4174
(有)井上運送	八幡浜市北浜一丁目1533番20号	22-2585
(有)ウエダ	八幡浜市八代664番地4	37-2811
(有)エーデル企画	八幡浜市保内町須川331番地6	36-2661
新愛商事(株)	八幡浜市五反田1番耕地106番地	29-1183
高山商店	八幡浜市保内町宮内1番耕地328番地	36-0462
NPO浜の会 (浜っ子作業所)	八幡浜市大平1番耕地759番地2	24-7659
(有)松田組	八幡浜市川之内2番耕地7番地1	24-3430
(株)松田工業	八幡浜市栗野浦495番地1	22-0414
(有)マルイ	八幡浜市若山2番耕地15番地	24-4331
八代開発(株)	八幡浜市八代182番地	22-2833
八幡浜蒲鉾協同組合	八幡浜市1510番地87	22-0058
(有)八幡浜クリーン	八幡浜市郷3番耕地491番地1	22-3886
(公社)八幡浜市シルバー人材センター	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地	36-3751
(有)八幡浜清掃社	八幡浜市川之内1番耕地88番地	22-0245
八幡浜日整自動車工業(株)	八幡浜市松柏乙954番地の2	22-0733

②し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は表4に示すとおり

表4 し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者

事業所名	所在地	電話番号
(有)安全衛生社	八幡浜市1182番地の19	22-1100
井上衛生社	八幡浜市保内町喜木1番耕地92番地	35-1250

## 5 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみの排出抑制、減量化及び資源化促進等の方策は表5に示すとおり

表5 ごみの排出抑制、減量化及び資源化促進等の方策

取組	内容
啓発活動の推進	市民・事業者の意識改革等を図るため、広報などで周知・徹底を行う
資源ごみ集団回収活動に対する奨励金交付制度	小・中学校で実施している資源ごみ集団回収活動を奨励し、ごみの減量及び資源化を推進する
生ごみ処理機の購入補助制度	コンポスターや電気式生ごみ処理機を購入した市民に対し補助金を交付し、ごみ減量を推進する
古着の再利用と資源化	燃やすごみとして排出されている古着について、状態の良いものは資源ごみとして、市内の回収ボックスに出してもらうことで、資源化を促進する
紙製品のリサイクル強化	燃やすごみに混入している資源化できる紙類について、分別の強化を図る
事業系ごみの適正排出	事業系ごみ（産業廃棄物・資源物など）の家庭系ごみへの混入禁止や適正処理について、指導・啓発を行う

(2) 収集・運搬計画

### ①収集区域

八幡浜市全域

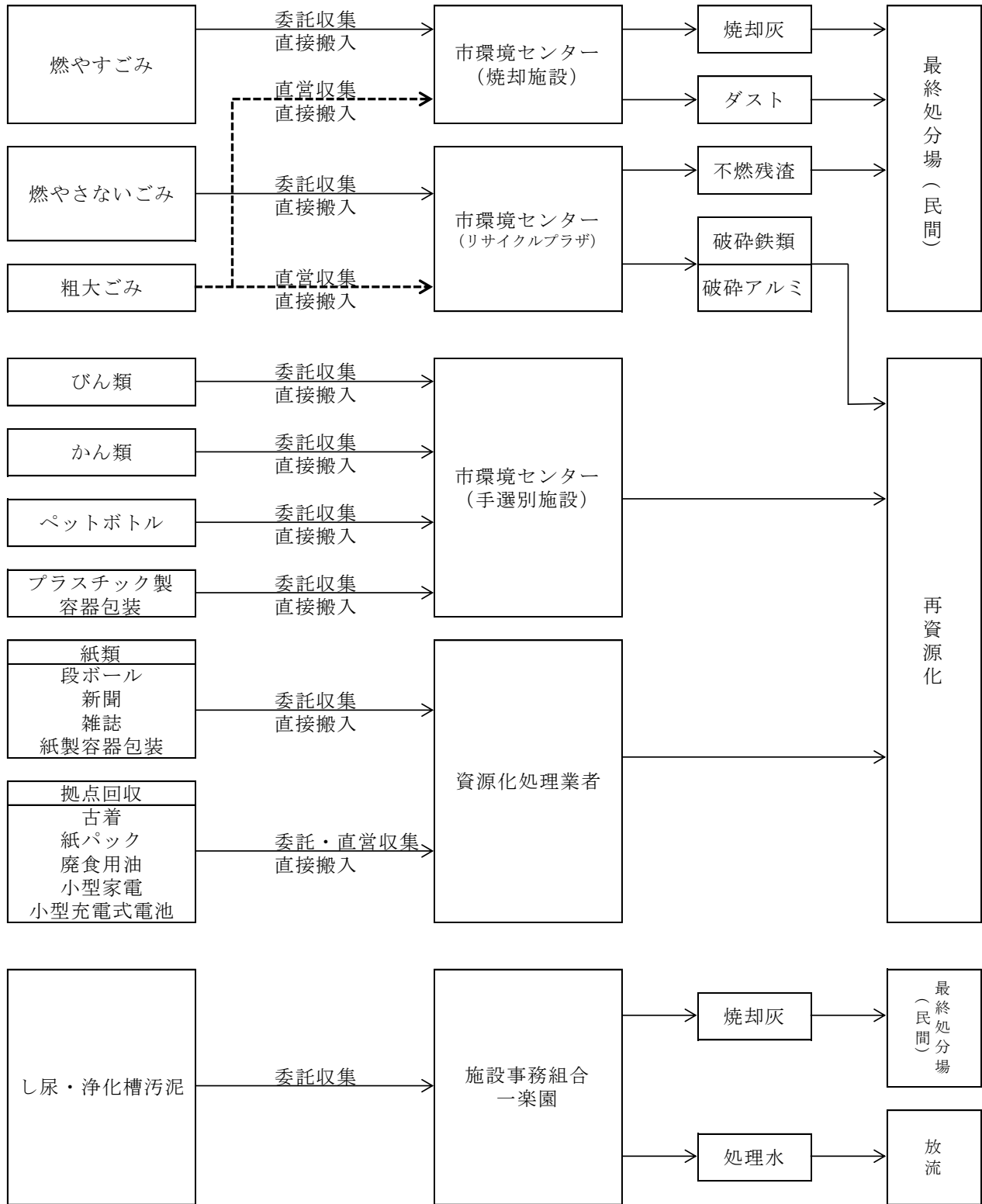
### ②収集・運搬の主体

- ・家庭系ごみ…市（委託収集）
- ・事業系ごみ…許可業者

③収集・運搬する廃棄物の流れは図1に示すとおり

図1 ごみ処理フロー図

ごみ処理フロー（令和5年度から）



④収集頻度及び排出方法

ア：家庭系ごみの収集頻度及び排出方法については表6で示すとおり

表6 家庭系ごみの収集頻度及び排出方法

廃棄物の種類	収集頻度	排出方法	搬入先
燃やすごみ	週2回	指定袋 (オレンジ色)	八幡浜市環境センター
燃やさないごみ	月1回	指定袋 (青色)	八幡浜市環境センター
びん類	月1回	無色透明の袋 またはコンテナ	八幡浜市環境センター
かん類	月1回	無色透明の袋 またはコンテナ	八幡浜市環境センター
ペットボトル	月2～3回	無色透明の袋 またはコンテナ	八幡浜市環境センター
プラスチック製 容器包装	月2～3回	無色透明の袋	八幡浜市環境センター
新聞・雑誌・段ボール	月1回	ひもで縛る	アサヒ資源(株)
			高山商店
紙製容器包装	月1回	ひもで縛る または紙袋に入れる	アサヒ資源(株)
			高山商店
飲料用紙パック	随時	回収ボックス	王子共同作業所
古着	随時	回収ボックス	浜っ子作業所
廃食用油	随時	回収ボックス	エコバイオ(株)
小型家電	月1回(燃やさないご みの日) または随時	指定袋 (青色) または回収ボックス	八幡浜市環境センター
小型充電式電池	随時	回収ボックス	八幡浜庁舎、保内庁舎、 または八幡浜市環境セ ンター
粗大ごみ	予約制(戸別収集) または随時(直接搬入)	戸別収集(有料) または直接搬入	八幡浜市環境センター
し尿及び浄化槽汚泥	予約制(戸別収集)	戸別取集(有料)	八幡浜地区施設事務 組合(一楽園)

イ：事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じる一般廃棄物(事業系一般廃棄物)は、事業者が自らの責任において、自ら市の処理施設に搬入するか、許可を持った一般廃棄物収集運搬業者と契約を結び処理を委託しなければならない。

この際、廃棄物を排出する事業者は、市の分別に従い適正な処理を行う必要がある。

ウ：犬・猫等の動物の死体



申出により、その都度収集する。

⑤市で取り扱わない廃棄物は表7に示すとおり

表7 市で取り扱わない廃棄物

廃棄物の種類	収集・処理対象外の廃棄物	排出方法
危険物	農薬、化学薬品、劇物、医療廃棄物、消火器、バッテリー、ガスボンベなど	販売店または専門業者に相談する
処理困難物	廃タイヤ、ボタン型電池、バイク、温水器など	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか販売店または専門業者に相談する
産業廃棄物	建設・建築廃材、農業・漁業用器具資材など（事業活動に伴って発生する廃棄物）	専門業者に相談する 自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業者の責任で適切に処理する
家電リサイクル法の対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する

(3) 中間処理計画

①市有の処理施設

ア：焼却処理施設は表8-1に示すとおり

表8-1 焼却処理施設

項目	概要
施設名称	八幡浜市環境センター ごみ焼却施設
所在地	愛媛県八幡浜市若山9番耕地40番地
敷地面積	14,284 m <sup>2</sup>
処理能力	84 t/日 (42 t/24 h × 2炉)
燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉

イ：リサイクルプラザは表8-2に示すとおり

表8-2 リサイクルプラザ

項目	内容
施設名称	八幡浜市環境センター リサイクルプラザ
所在地	愛媛県八幡浜市若山9番耕地40番地
処理能力	11 t/日
選別設備	磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、風力選別機
圧縮設備	金属圧縮機

ウ：資源ごみ選別施設は表 8 - 3 に示すとおり

表 8 - 3 資源ごみ選別施設

項 目	内 容
施 設 名 称	八幡浜市環境センター 資源ごみ選別施設
在 地	愛媛県八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地
処 理 能 力	4. 9 t / 日
選 別 対 象	かん：スチール缶、アルミ缶 びん：無色びん、茶色びん、その他のびん ペットボトル・プラスチック製容器包装 ：PET ボトル、プラ容器、発泡スチロール
圧 縮 設 備	磁力選別機、金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック製容器包装圧縮梱包機、発泡スチロール溶融減容機

②市以外での処理施設

ア：指定法人ルートでの再資源化施設

(公財)日本容器包装リサイクル協会を通し、再商品化業者を決定し、再資源化を行う。

処理施設は表 9 - 1 に示すとおり

表 9 - 1 指定法人ルート

事業者名	所在地	処理対象品目
(株)山一商会 播磨支社	兵庫県加古郡播磨町新島 6 番地 7	無色びん、茶色びん (八幡浜市環境センター分)
(株)エコシティ 垣生工場	新居浜市垣生 3 丁目 3 0 6 番 5 号	その他びん (八幡浜市環境センター分)
日鉄リサイクル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号	プラスチック製容器包装
遠東石塚グリーンペット株式会社 姫路工場	兵庫県姫路市飾磨区今在家 1 3 5 1 - 1	上期ペットボトル (下期は入札により決定)

イ：自主ルートの再資源化施設

自ら再商品化業者を決定し、再資源化を行う。

処理施設は表 9 - 2 に示すとおり

表 9 - 2 自主ルート

事業所名	所在地	処理対象品目
野村興産(株)	大阪府大阪市中央区高麗橋 2 丁目 1 番 2 号	使用済蛍光管
J F E 条鋼(株)	岡山県倉敷市水島川崎通 1 丁目 5 番 2 号	使用済乾電池
(株)カネシロ	松山市北吉田町 3 4 9 番地 1	使用済小型電子機器
N T C 化学(株)	東京都港区新橋 1 丁目 1 0 番 6 号	溶融発泡スチロール
アサヒ資源(株)	八幡浜市八代 2 7 番地 1	アルミ缶プレス、スチール缶プレス、金属類、古紙(雑誌、新

		聞、紙管、ダンボール【旧八幡浜地区分、直接搬入分及び八幡浜市環境センター分】)
高山商店	八幡浜市保内町宮内1番耕地328番地	スチール缶プレス、古紙(雑誌、新聞、ダンボール【旧保内地区分及び八幡浜市環境センター分】)
王子共同作業所	八幡浜市八代39番地3	飲料用紙パック
浜っ子作業所	八幡浜市大平1番耕地759番地2	古着・古布
エコバイオ(株)	松山市古三津2丁目16番14号	廃食用油

ウ：し尿処理施設は表9-3に示すのとおり

表9-3 し尿処理施設

項 目	内 容
施 設 名 称	八幡浜地区施設事務組合「一楽園」
所 在 地	八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2
処 理 能 力	52k1/日
処 理 方 式	二段活性汚泥法処理方式(低希釈法)

#### (4) 最終処分計画

最終処分施設は表10に示すとおり

表10 最終処分施設

事業所名	所在地	処理対象品目
オオノ開発(株)	東温市河之内乙825番3	焼却灰、固化ダスト
(株)西田興産	大洲市上須戒丁594番外	不燃物、沈砂

## 6 一般廃棄物収集運搬及び処分業許可

### (1) 収集運搬業

法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

なお、廃棄物(ごみ)の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業者で適正に処理できるため、原則として新規許可は行わないものとする。

- ①法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者は、市の定める分別基準に従い運搬しなければならない。
- ②一般廃棄物収集運搬業者は、分別収集した一般廃棄物を市の指定する処分先へ運搬すること。
- ③一般廃棄物の保管及び積替えは、地域環境に悪影響がなく、市が認めたもののみ許可する。
- ④一般廃棄物収集運搬業者は、事業計画を作成しなければならない。事業計画の変更がある

場合も同様とする。

- ⑤市長は、提出された事業計画が市の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。また、事業計画が提出されない場合も同様とする。
- ⑥一般廃棄物収集運搬業者は、本計画の一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者（表3、表4）のとおりで、許可期間は2年間とする。

## （2）処分業

法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- ①一般廃棄物処分業者が処分できる一般廃棄物は、廃プラスチック類、発泡スチロール、木くず（刈草を含む。）、紙くず、繊維くず、金属くずとする。
- ②一般廃棄物処分業者は、事業計画を作成しなければならない。事業計画の変更がある場合も同様とする。
- ③市長は、提出された事業計画が市の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。また、事業計画が提出されない場合も同様とする。
- ④一般廃棄物処分業者の許可期間は2年間とする。